

基本指針の構成（案）について

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

第7期計画の基本指針	第8期の見直しの方針
1 基本理念，達成しようとする目的および地域の実情に応じた特色の明確化，施策の達成状況の評価等	○介護報酬の内容を踏まえること【市県】
2 要介護者等地域の実態の把握	○2040年も見据えた中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえて計画を策定【市県】
(一) 被保険者の現状と見込み	
(二) 保険給付の実績把握と分析	○地域支援事業の実態把握と分析も含める。 ○介護予防に関するものを含めデータ利活用を進める必要性について記載【市】 ○データ利活用にあたって個人情報取扱等を含めた環境整備について計画に記載【市】
(三) 調査の実施	○介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を計画に記載【市】
(四) 地域ケア会議等における課題の検討	○就労的活動支援コーディネーターを追記【市】
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	
(一) 市町村関係部局相互間の連携 (二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催 (三) 被保険者の意見の反映	
(四) 都道府県との連携	○保険者機能強化推進交付金等を活用した取組について計画に記載【市】 ○高齢者向け住まいの質の確保，適切な介護基盤整備のための都道府県と市町村との連携強化の内容について計画に記載【市県】 ○業務効率化の取組について計画に記載【市県】

4 2025年度の推計および第七期の目標	○2025年度の推計および2040年度の推計並びに第8期の目標を計画に記載【市県】
(一) 2025年度の推計 ・市町村は、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額および保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努める	○2025年度の推計および2040年度の推計を計画に記載【市県】
(二) 第七期の目標	○第八期の目標に変更【市県】
5 目標の達成状況の点検、調査および評価等並びに公表 ・市町村介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要	○保険者機能強化推進交付金等の評価を活用したPDCAサイクルの重要性について記載【市県】
6 日常生活圏域の設定	
7 他の計画との関係 (一) 市町村老人福祉計画との一体性 (二) 市町村計画との整合性	
(三) 市町村地域福祉計画との調和	○重層的支援体制整備事業を実施する場合は、事業実施計画との整合性【市】
(四)～(八) 市町村他計画との調和	
() 市町村地域防災計画との調和	○災害時に備えた連携した取組等を定める場合には、地域防災計画との調和【市県】 ■新項目追加
() 市町村行動計画（ <u>新型インフルエンザ等特別対策措置法</u> ）との調和	○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取組等を定める場合には新型インフルエンザ等対策行動計画との調和【市県】 ■新項目追加
(十三) <u>認知症施策推進大綱を踏まえた取組</u>	○認知症施策推進大綱を踏まえて取り組むよう努めること【市県】 ■新項目追加

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

大項目
1 日常生活圏域
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3 各年度における地域支援事業の量の見込み
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援，要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および介護給付の適正化への取り組み

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

大項目	小項目
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 在宅医療・介護連携の推進 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 4 地域ケア会議の推進 5 高齢者の居住安定に係る施策との連携
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	1 関係者の意見の反映 2 公募および協議による事業者の指定 3 都道府県が行う事業者の指定への関与 4 報酬の独自設定（総合事業）
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額およびその見込量の確保のための方策	1 地域支援事業に要する費用の額 2 総合事業のうち，訪問型サービス，通所型サービス，その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量確保のための方策 3 地域支援事業および予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検 4 総合事業の実施状況の調査，分析および評価
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上並びにその業務の効率化および質の向上に資する事業に関する事項	1 市町村が中心となって地域内の関係団体や関係機関等と連携し，人材確保のための協議会を設置するなどし，地域の実情に応じ，重点的に取り組む事項を明確にすること。 2 事業ごとの実情状況を把握し，事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルを確立すること。 3 介護給付等対象サービスおよび地域支援事業に従事する者の養成，就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。

5 介護給付等対象サービスおよび地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護給付等対象サービス 2 総合事業 3 地域包括支援センターの設置, 適切な運営および評価並びに体制の強化
6 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数	
8 地域包括支援センターおよび生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	
9 市町村独自事業に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 保健福祉事業に関する事項 2 市町村特別給付に関する事項
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	
11 災害に対する備えの検討	
12 感染症に対する備えの検討	